

令和2年度「『国民の声』を聴く会」（第1回）議事要旨

1 日 時

令和2年10月26日（月）午後4時00分から午後5時10分まで

2 場 所

法務省地下1階会議室

3 出席者

- 川崎市
 - 市民文化局 向坂局長
 - 市民文化局市民生活部 青山部長
 - 市民文化局市民生活部多文化共生推進課 長沼担当課長
 - 市民文化局市民生活部多文化共生推進課 森下担当係長
- 出入国在留管理庁
 - 佐藤審議官（総合調整担当）ほか

4 議 事

- (1) 出入国在留管理庁からの説明
- (2) 川崎市からの説明
- (3) 意見交換

5 資 料

- 1 外国人在留支援センター（F R E S C / フレスク）の開所について
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策
- 3-1 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の主な施策
- 3-2 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の概要
- 3-3 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）（本文）
- 4 特定技能制度の運用状況について
- 5 資料（川崎市の多文化共生社会の実現に向けた取組について）

6 概 要

出入国在留管理庁から、議事（1）について、資料1ないし4に基づき説明を行った。その後、川崎市の出席者から、議事（2）について、資料5に基づき説明がなされた。

その後に行った、意見交換における川崎市の出席者の発言要旨は以下のとおり。

<生活面での支援>

- 外国人住民が区役所で各種手続を行う際、日本語が分からないという問題がある。行政手続は、日本人でも難しいとされる中で、外国人からすれば、より難しく感じられることと思う。川崎市においては、その点を少しでも解消すべく、今年4月から外国人住民が市内で最も多く住む川崎区役所の総合案内窓口で外国語（使用頻度が高い英語と中国語）が分かる人材を配置した。これに対しては、各方面から「助かった。」という声が多数寄せられている。
- 新たに川崎市に来られた外国人住民への生活に関するガイダンスについては、過去の川崎市外国人市民代表者会議においても提言として挙げられている。川崎市においては、新たに川崎市に来られた外国人住民に対する生活支援として、「ウェルカムセット」と称して、相談ができる窓口を多言語で案内した資料等を配布するなどの取組を行っているが、今後は、内容をより充実させていく必要がある。例えば、総合的対応策にも挙げられているとおり、国においては、「生活・就労ガイドブック」を多言語で作成する等の取組がなされているが、これを活用した取組などが考えられる。
- 不就学の問題は、市の教育委員会においても課題として挙がっており、教育委員会においては、現在、不就学に関する実態を把握すべく、就学期を迎える子を有する世帯に対し、アンケート調査を実施するなどの対策を検討していると聞いている。
- 日本語教室については、社会教育の一つとして位置づけられてきた経緯があるため、これまで、市民館における識字学級等を通じて市の教育委員会が主として担ってきたが、国際交流センターにおける日本語講座、外国につながる子どもの学習支援や、民間の市民グループの活動など、様々な主体による取組が行われているところである。
- 日本語指導が必要な児童生徒への対応については、市の教育委員会において、教育現場における国の基準より充実した教員等の配置、日本語指導や学習支援の委託化のほか、保護者のフォロー等を行っていると聞いている。一方で、これら支援策の広報をどのようにするかという問題がある。外国人住民においては、口伝えで情報伝達する傾向にあるようだが、市民館の日本語支援活動を通じてグループが生まれ、そのグループの中で、また情報が広がっていくということも考えられる。そのほか、外国人住民それぞれが、どの程度日本語ができるのかという実態を把握するのは難しい部分がある。

<情報発信・広報>

- 情報発信の観点で言えば、全ての外国人住民に情報が行き渡ることは、川崎市としても課題の一つであると認識している。

- 川崎市外国人市民意識実態調査の調査結果でも明らかなおとおり、日常生活に必要な情報の入手経路については、「インターネット」、「知り合いから」、「自分の職場、団体、学校」の順に多くなっている。このように、外国人住民は、身近な所から情報を入手しており、行政からの情報入手というのは、意外と少ないのが実情である。これらの結果を踏まえ、行政としては、どのようにして最新の情報を発信していくかが鍵となると考える。
- 情報を必要とする外国人住民に対し、情報の所在、すなわち、どこにアクセスすれば、的確な情報を得られるかを示す必要があり、その点が一番重要である。自治体としては、「ここに行きさえすれば、相談できる。」といった場所を提供していかななくてはならない。例えば、外国人住民に相談センターの所在を知ってもらえさえすれば、そこから先は、相談センターでフォローをすることができる。その際、相談センターでは最新の情報を保有しておくことが重要である。せっかく相談したのに適切な情報を得られなかったとなれば、相談センターは相談先として信頼されない。
- 出入国在留管理庁の取組に関する広報については、これらの相談センターへの情報提供を適切に行っていくことが有効であると考え。川崎市は、東京出入国在留管理局横浜支局から講習や情報提供等を受けているが、そのような顔の見えるつながり、取組というのが非常に重要であると考え。
- 広報については言えば、日本人に対してですら、十分に伝達することが難しい側面があるところ、行政としては、情報を必要としている外国人住民が、必要な情報へアクセスした際に、必要な情報を提供できるような環境を整備することが重要であると考え。やさしい日本語化などは、環境整備の一例である。仮に、全ての外国人住民に個別に情報を伝達したとしても、全ての方にその内容を理解してもらえるのかといった問題もある。外国人住民に対し、ちゃんと伝わっているかどうかの把握自体も難しいところではあるが、本当に伝えなければならない情報は、個別に対応していく必要があると考え。例えば、川崎市においては、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の外国人住民が多く、その方々が働く大きな企業もあるため、そういった企業に勤める外国人に向けて情報発信を行うことなども一つの方策である。
- カトリックの方などは、日曜日に地域の教会に集まる傾向があるため、地域によっては、そのようなところに出向いて行き、防災講座なども行っている。
- 川崎市においては、外国人市民代表者会議や国際交流協会などを通じて外国人住民への情報発信を行っているため、そこを有効活用していきたいと考えている。

<川崎市外国人市民代表者会議>

- 川崎市外国人市民代表者会議は、現在13期を迎えており、200人以上の応募の中から19の国・地域出身の26人の代表者を選任し運営している。会議の運営に当たっては、事務局から代表者の方々に対し、会議の方向性や代表者の責務などを事前に共有するなどして、事務局がサポートしている。26名の代表者を2つの部会に分けるなどして、概ね1か月に1回程度の頻度で開催しており、2年間かけて議論を重ね、丁寧に運営している。
- 川崎市外国人市民代表者会議の代表者の募集については、対象となる全世界帯に案内している。川崎市の外国人住民の要望を市政に活かしたいという川崎市の意向は、外国人住民へも伝わっていると認識している。
- 川崎市外国人市民代表者会議においては、代表者の方々から、抽象的な要望にとどまらず、具体策まで提示いただくこともあり、我々としても、提言を施策に反映しやすい。同会議の代表者の方々には、川崎市の住民として、市政に関する参加意識を持って同会議に参加していただいている。

(以上)